

## 第4部 風水害予防計画

### 第1章 風水害予防対策

河川施設改修等の水防施設対策や河川高潮防御施設の整備等の高潮対策、崖崩れ対策、浸水想定区域における避難体制の整備等を推進する。

#### 第1節 水防施設対策（防災・危機管理課、まちづくり推進部、第一建設事務所、下水道局中部下水道事務所）

千代田区には、神田川、日本橋川の2河川があるが、近年、台風や集中豪雨等によって水位が上昇し、下水道より河川へ排水ができないため内水が氾濫する被害が過去何度か発生している。（水害被害調書、千代田区浸水履歴図→資料編 資料第40、41-1~4）

水害に対する安全を確保するため、河川の改修をはじめ、遊水池の設置や下水道の建設及び再構築工事等の対応策をすすめるとともに流域全体として、河川への雨水の流出を抑えていく方策を展開していく。

#### 1 河川施設改修

千代田区管内の神田川及び日本橋川は、流域の都市整備に伴い近年急激に流量を増している。また、両河川とも河積が狭く屈曲も多いため護岸の改修工事を実施しているが、まだ一部未改修箇所がある。なお、一部橋梁においては、河積を狭めている箇所も見られ、一層の改修促進が必要である。

（神田川、日本橋川流域護岸改修及び区内橋梁現況図→資料編 資料第42）

河川概況

河川名	種別	総延長	区内延長	区 域	管理者	摘 要
神田川	一級河川	25.5km	3.5km	船河原橋～ 左衛門橋	千代田区長	都知事委任
日本橋川	〃	4.8km	2.8km	三崎橋～ 一石橋	〃	〃

#### (1) 事業計画

##### ア 神田川

神田川の護岸改修は、平成18年度末現在右岸（千代田区側）で、お茶の水橋上下流約1.2kmを、左岸（文京区側）では、聖橋同上流約0.2kmを残して完了している。

##### イ 日本橋川

日本橋川の護岸改修は、平成23年度末現在、護岸全延長8.6kmのうち約7.3km（改修率85%）を完了している。

第4部 風水害予防計画  
第1章 風水害予防対策

(2) 注意を要する箇所

河川名	左右岸別	位置	延長	理由	摘要
日本橋川	左岸	内神田2丁目 (鎌倉橋付近) ～ 内神田1丁目 (神田橋付近)	100m	護岸老朽	
	右岸	大手町2丁目 (鎌倉橋付近) ～ 一ツ橋1丁目 (雉子橋付近)	460m		

2 下水道の整備 (下水道幹線の計画図→資料編 資料第43)

(1) 整備状況

近年は、都市化の進展に伴う雨水流出量の増大や、大型台風、局所的集中豪雨の発生により、既に下水道が整備された地域でも、浸水被害が発生している。

都市における雨水の排除は下水道の基本的役割であり、下水道局では1時間50mmの降雨に対応できるよう幹線やポンプ所などの基幹施設の整備を進めている。

しかし、これらの施設は完成すると確実な効果が得られるものの、事業効果が発現されるまでに長い年月と多くの費用を要する。

このため、従来の浸水対策事業に加え、「できるところから、できるだけ対策を行い、浸水被害を軽減させる」という整備方針で、緊急的な対応を図る雨水整備クイックプランや、将来計画している幹線などを先行整備し、一部貯留を行なうなどの浸水対策を推進している。

千代田区においては、既に下水道が普及されているが、浸水対策の一環として、半蔵濠幹線への一部貯留をはじめ、4施設で貯留を行なっている。

(2) 幹線管渠 (下水道幹線の計画図→資料編 資料第43)

- ア 低段幹線 三崎町 3-8 先から内神田 2-1 先まで
- イ 飯田橋幹線 飯田橋 4-10 先から大手町 1-1 先まで
- ウ 中段幹線 大手町 1-1 先から打幸町 1-1 先まで
- エ 番町幹線 一番町 2 先から霞ヶ関 3-2 先まで
- オ 丸の内幹線 丸の内 3-5 先から大手町 2-6 先まで
- カ 錢瓶幹線 大手町 2-6 先から打幸町 2-2 先まで
- キ 大手町幹線 大手町 2-6 先から大手町 1-1 先まで
- ク 溜池幹線 永田町 2-15 先から霞ヶ関 3-2 先まで
- ケ 不忍池幹線 外神田 6-10 先から外神田 6-13 先まで
- コ 真島町幹線 外神田 5-3 先から外神田 1-1 先まで
- サ 浅草幹線 和泉町 1-2 先から和泉町 2-1 先まで
- シ 八重洲幹線 大手町 2-7 先から大手町 2-6 先まで
- ス 馬喰町幹線 内神田 3-1 先から岩本町 1-12 先まで
- セ 愛宕幹線 打幸町 2 丁目から港区へ
- ソ 第二低段幹線 三崎町 3-8 先から内神田 2-1 先まで
- タ 第二溜池幹線 紀尾井町から虎ノ門先まで (貯留管利用)

- チ 浅草橋幹線 外神田 6-1 先から外神田 4-11 先まで  
 ツ 半蔵濠幹線 一番町 2 先から紀尾井町まで（貯留管利用）  
 テ 日本橋川幹線 飯田橋 2 先から西神田 3 先まで（貯留管利用）  
 ト 西神田幹線 三崎町 3 先から一ツ橋 2 先まで（貯留管利用）

(3) ポンプ所施設

区内には、汚水ポンプ所として銭瓶町ポンプ所と和泉町ポンプ所（下表参照）があり、それぞれ芝浦水再生センター、三河島水再生センターに送水して処理されている。

一方、降雨及び低地帯の氾濫防止のために、中央区内の桜橋ポンプ所、桜橋第二ポンプ所、汐留ポンプ所（雨水のみ）及び浜町ポンプ所（汚水、雨水）で雨水排除が行われている。また、停電時には、ディーゼル及びガスタービン発電機等により、ポンプ所機能を確保している。

表 区内汚水ポンプ所の諸元

名称		銭瓶町ポンプ所 (被遠制)			和泉町ポンプ所 (被遠制)		
所在地		大手町 2-6-2			神田和泉町 1		
ポンプ	口径	900 mm		1,000 mm	300 mm	150 mm	
	揚水量	80m <sup>3</sup> /分	102m <sup>3</sup> /分	126m <sup>3</sup> /分	11m <sup>3</sup> /分	2.5m <sup>3</sup> /分	
	原動機	150 k W	420 k W	340 k W	420 k W	15 k W	5.5 k W
	台数	1	2	1	2	2	2
排水能力	汚水	734,400m <sup>3</sup> /日			21,690m <sup>3</sup> /日		
	雨水	—			—		
自家用発電設備		3.15 k V 1,450 k VA ディーゼル駆動			200V 100 k VA ディーゼル駆動		

(4) 雨水貯留施設

- ア 日本橋川幹線暫定貯留施設 貯留量 9,000m<sup>3</sup>  
 イ 第二溜池幹線・半蔵濠幹線暫定貯留施設 貯留量 71,000m<sup>3</sup>  
 ウ 日比谷雨水調整池 貯留量 2,100m<sup>3</sup>  
 エ 西神田幹線暫定貯留施設 貯留量 12,000m<sup>3</sup>

### 3 雨水の流出抑制対策

千代田区では、都市化の進行にともない、建物や道路舗装などの浸透能力の低い施設の拡大により、流域の保水及び遊水機能の低下で、台風や集中豪雨等による雨水が下水施設に集中し、下水の処理能力を超え道路冠水やビル等の地下室への流入など浸水被害が発生することがある。

このため、区では雨水の流出抑制対策として、河川の改修、下水道の整備等を国や都に要請するとともに、公園等区公共施設を利用した雨水の貯溜及び浸透施設の設置、歩道の保水・透水性舗装などによる雨水の地下浸透施設の設置等を行っている。

第4部 風水害予防計画  
第1章 風水害予防対策

また、総合的な治水対策の一環として、平成6年11月に「千代田区雨水流出抑制施設設置に関する指導要綱」を策定し、公共施設及び民間施設（敷地面積500㎡以上）に雨水流出抑制施設の設置を指導することにより、降雨による水害の軽減、防止を図っている。

## 4 内水排除

---

(1) 施設の現状

千代田区内の下水管渠は、昭和初期に埋設したものが多く、都市化の進展に伴う流出量の増大等に対応するため、幹線の建設や再構築工事を実施し流化能力の向上を図るなど、順次更新をすすめる。

(2) 強制排水

千代田区のうち特に三崎町、西神田地区は、低地のため河川への雨水の自然排水が困難なため、集中豪雨による浸水被害が発生し易い区域である。

このため、千代田区西神田3丁目10番地先の区有地に、西神田仮排水機所を設置し、強制排水による内水排除を行い、水害の発生防止につとめている。

## 5 気象情報、河川情報

---

千代田区内を流れる河川では、上流地域の著しい都市化の進展及び河川の改修等に伴う、遊水機能の低下と不浸透面積の拡大によって、河川への流入量の増加や流達時間の短縮等を招き、豪雨時に河川水位の急激な上昇が顕著である。

このような状況において、迅速かつ適切な水防活動を行うためには、広域的な情報と地域に密接な情報の正確かつ迅速な収集が不可欠である。

(1) 現況

ア 広域的情報

区は、広域的な情報としては、区防災・危機管理課を通じ逐次、気象情報（気象庁発表情報、ウェザーニュース）及び神田川上流区の降雨量・河川水位情報（杉並区・中野区提供）を収集している。

イ 地域に密着した情報

区は、地域に密着した情報としては、水防上必要な水位及び雨量情報として、水位計を日本橋川の雉子橋、新三崎橋、神田川の後楽橋の3地点、雨量計を本庁舎、外濠総合グラウンド、和泉橋出張所の3地点に設置し、常時監視態勢をとっている。

## 第2節 高潮対策（防災・危機管理課、まちづくり推進部、第一建設事務所、下水道局中部下水道事務所）

### 1 河川高潮防御施設の整備

（神田川、日本橋川流域護岸改修及び区内橋梁現況図→資料編 資料第42）

伊勢湾台風級の高潮（A.P+5.10m）に対処しうるよう、神田川、日本橋川の護岸の整備を促進する。

### 2 内水排除

台風の襲来により異常高潮の発生が予測される場合、水門を閉鎖することになっているが、その際多量の雨量があったとき、河川の水位が上昇し、浸水被害が発生する恐れがある。

これを防止するため、河川に流入した雨水をポンプにより防潮堤外に排除することになっている。

一方、区内の下水道管渠の大部分が合流式の管渠であり、雨天時に水量が増大すると河川等に吐口から自然放流される構造になっている。

この吐口は通常の河川水位より上位置に設置されているが、高潮による河川水位の異常上昇時に備え、各吐口の人孔内に防潮扉を設置し、河川流水の下水道管内への逆流による内水はんらん防止の一端をになっている。

また、自然放流されないものは、雨水渠に導かれ、雨水ポンプでくみ上げ、河川等へ強制排水している。

### 第3節 崖崩れ対策（防災・危機管理課、まちづくり推進部）

崖や擁壁等の維持管理や対策等については、本来それらの所有者又は管理者が行うべきものである。

区としては、それらの所有者等に対する防災上の意識の向上を目指すと共に、既存の崖や擁壁等については、過去の資料等の整備充実を図るなどして、現状の把握がより正確なものとなるよう、将来にわたって日常の業務を通じて考慮していくこととする。

なお、防災上注意を要すると思われる崖や擁壁等については、その状況に応じて、所有者等に対して防災上の注意を促すことも考慮している。

また、崖地に近接して、建築物や擁壁等を設ける場合には、建築基準法、関係法令等により、防災上の指導を行っている。

## 第4節 浸水対策（まちづくり推進部、都）

### 1 浸水想定区域

- (1) 水防法の改正(平成13年7月3日施行)により、国または都は、洪水予報河川について、河川整備の計画の基本となる降雨により河川が氾濫した場合に、浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定している。また、浸水想定区域に指定した区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係区市町村長に通知する。

＜公表済河川＞（関東地方整備局管理区間）

多摩川	平成14年2月28日 指定・公表
荒川	平成16年9月10日 指定・公表
江戸川	平成17年3月28日 指定・公表
浅川	平成17年7月7日 指定・公表
中川・綾瀬川	平成18年2月15日 指定・公表
利根川(上流)	平成17年3月28日 指定・公表 (平成18年7月6日流域追加)

- ※ 千代田区の該当する浸水想定区域は、荒川流域である。  
※ 荒川の浸水想定区域は平成19年5月に改訂された。

- (2) 区は、東京都が作成した浸水予測区域図に基づき、平成12年9月の東海豪雨（総雨量589mm、時間最大雨量114mm）を想定し、神田川・日本橋川・隅田川（3河川とも荒川流域）が増水した場合の浸水予想図（「千代田区洪水避難地図（洪水ハザードマップ）」）と、水防法の浸水想定区域図に基づき荒川の下流域で堤防が決壊した場合を想定した浸水予想図（「千代田区洪水避難地図（洪水ハザードマップ荒川版）」）を公表している。

（千代田区洪水避難地図（洪水ハザードマップ）→資料編 資料第3）

（千代田区洪水避難地図（洪水ハザードマップ荒川版）→資料編 資料第4）

### 2 浸水想定区域における避難体制確保

水防法の2度の改正(平成13年7月3日施行、平成17年7月1日施行)により、区は、浸水想定区域の指定があったときは、区の地域防災計画において、当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる3つの事項について定めることとなった。

- (1) 洪水予報等の伝達方法
  - ・第5部第4章第1節2(3)に準ずる
- (2) 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
  - ・区では、区内26箇所に水害時（洪水等）の避難所（学校等の区立施設）を設置しており、水害時には迅速に避難所を開設し、避難するものとする。なお、これら避難所については、千代田区洪水避難地図（洪水ハザードマップ）及び千代田区洪水

第4部 風水害予防計画  
第1章 風水害予防対策

避難地図（洪水ハザードマップ荒川版）に記載してある。

（千代田区洪水避難地図（洪水ハザードマップ）→資料編 資料第3）

（千代田区洪水避難地図（洪水ハザードマップ荒川版）→資料編 資料第4）

- (3) 浸水想定区域内に、地下街等または主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

なお、該当する施設については、その利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、洪水予報等の伝達方法を定める。

・区は、今後早急に該当する地下街、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設（災害時要援護者施設）等を精査、選定し、該当する所有者、管理者等と協議のうえ、地域防災計画に施設の名称及び所在地等を記載する。

なお、該当する施設に対する洪水予報等の伝達方法については、第5部第4章第1節2(3)に準ずる

### 3 地下空間への浸水被害対策

地下空間への浸水被害対策は、大規模な地下街を有する区に取り組むべき課題の1つである。平成19年度に修正された都の地域防災計画「風水害編」には以下のように規定されており、区は、都と連携して地下空間への浸水被害対策に取り組む。

- (1) 浸水被害が大きい流域、浸水被害に脆弱な地域等における対策

ア 適切な地下利用への誘導

地下街等、浸水被害に弱い施設を対象とした「地下空間浸水対策ガイドライン(仮称)」を策定するなどにより、重点的に地下空間浸水対策を推進する。

都は、区市町村と連携し、条例・要綱等の活用により適切な地下空間の利用の誘導方策を検討する。

イ 大規模地下空間における浸水対策の促進

地下鉄や地下街などを対象に、関連する民間の管理者と行政が連携し、「施設別地下浸水対策計画」を策定するなど、先行的に対策を促進する。

- (2) 施設管理者等への情報提供

区市町村は、地下街、地下駐車場等の地下空間の分布把握に努めるとともに、地下空間の施設管理者等に対して、気象情報等の浸水の危険性に関する情報を提供する。

- (3) 普及啓発

都は、既存の地下空間の施設管理者及び今後地下室等を新設する建築主等に浸水対策の必要性等を積極的に広報していく。また、施設管理者等に浸水防止対策の先進事例等の情報を提供する。

- (4) 区市町村への支援

都は、区市町村が地下空間の浸水被害対策を実施する際に、必要な情報提供や技術的支援などを行う。

- (5) 地下空間管理者による情報判断

地下空間管理者は、日頃から浸水実績図をもとに、当該地下空間の浸水の危険性を把握し、避難誘導経路を確保した上、施設利用者の避難確保計画を作成し、区市町村長に報告し、公表する。

また、地下空間管理者は、提供される降雨に関する情報等を積極的に活用するとと



もに、出口付近の地盤高を目安にして、早めの警戒策を講じる。

## 第5節 土砂災害に関するソフト対策(防災・危機管理課、まちづくり推進部、都)

### 1 土砂災害防止法

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止の推進に関する法律」(以下、「土砂災害防止法」という。)は土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害の恐れのある区域についての危険の周知、避難体制の整備を図るとともに、著しい土砂災害が発生する恐れがある区域において住宅等の新規立地の抑制等のソフト対策を推進しようとするものである。

### 2 土砂災害警戒区域等の指定

区部においては、都から平成32年までに「土砂災害警戒区域」が指定される予定である。

土砂災害防止法により、都知事により指定を受けた土砂災害警戒区域については、警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助、その他警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を定める。また、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難地に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項についてハザードマップ等により住民への周知を図る。

### 3 土砂災害警戒情報の活用

大雨による土砂災害発生危険度が高まったときに、都と気象庁が共同発表する土砂災害警戒情報が区に伝達されたときは、区内に17箇所ある土砂災害危険箇所の住民等に伝達し自主避難を促すとともに、区長が発令する避難勧告等の判断に活用する。

なお、土砂災害警戒区域の指定後は、警戒区域内の住民等に土砂災害警戒情報を伝達する。

第4部 風水害予防計画  
第1章 風水害予防対策

## 第2章 都市施設対策

通信、電気、ガス、水道施設の整備や道路及び鉄道・地下鉄施設の整備に取り組み、建造物の改造指導をはじめとする建造物対策を推進する。

### 第1節 通信施設（NTT東日本）

災害時における通信の途絶は、災害応急活動の阻害要因となるとともに、社会的混乱を招くおそれがあるなどその影響は大きい。

このため、災害時における通信の途絶を防止するため、各種通信施設の確保、復旧等についての応急対策の確立が必要である。

本節では、これら通信施設の確保について必要な事項を定める。

#### 1 通信施設の整備

##### (1) 災害対策用機器の配備

###### ア 非常用移動電話局装置類

災害によりNTT東日本の交換機等所内設備が被災したときの代替交換機及び電源装置として非常用デジタル交換機、大容量可搬形電話局装置及び非常用電子交換機及び大容量可搬型電源装置を配備する。

###### イ 無線装置

行政機関、警察、消防等防災対策上重要な通信及び通信の途絶地帯、避難場所等の通信を確保するため、各種災害対策用無線機及び移動無線車等の無線設備を主要地域に配備する。なお、衛星を利用した無線装置として従来の衛星無線車に加え、新たにポータブル衛星装置を配備する。

###### ウ 移動電源車

災害時の長時間停電に対して通信用電源を確保するため、移動電源車を都内主要地域に配備する。

###### エ 応急復旧ケーブル

災害によりケーブルが被災したときに活用するため、各種の応急復旧用ケーブルをNTT東日本ビルに配備する。

##### (2) 災害時措置計画

災害が発生した場合又は通信の著しい輻輳が発生した場合等において、通信不能地域をなくし又は重要通信の確保を図るため、次の措置をとる。

###### ア 伝送措置（伝送路、回線切替、臨時回線の作成等）

###### イ 交換措置（う回路変更、接続規制等）

###### ウ 運用措置（手動台臨時中継、利用者案内等）

###### エ 特設公衆電話の設置

###### オ 災害対策用機器及び車両の出動と運用

##### (3) その他の計画

非常事態における動員計画については、管内各機関において災害の種類及び規模により応急復旧所要人員をあらかじめ把握し、動員順位を定めている。

第4部 風水害予防計画  
第2章 都市施設対策

災害が発生し、又は発生のおそれのある場合、災害対策活動を円滑にするため職員の非常配置、非常招集方法、部内外他機関への応援協力方法を定めている。

災害応急対策を円滑にするため、緊急に必要な施設用、事務用、設営用等の資材、物資を備蓄している。

(4) 電気通信設備の防災計画

災害が発生した場合において通信を確保するため、電気通信設備の整備拡充計画を策定している。

ア 被災地に対する通信が途絶しないようにする。

イ 被災地における重要通信の確保ができるようにする。

ウ 異常輻輳地域からの発信、若しくはこれに着信する重要通話を優先的に接続できるようにする。

エ 被災時においても、被災しない都市相互間の通信が途絶あるいはマヒしないようにする。

オ テレビ中継線が被災した場合においても、テレビプログラムの一部が聴視できるようにする。

カ 被災した電気通信設備を速やかに復旧できるようにする。

(5) 電気通信設備等の防災設計

災害の発生を未然に防止するため、必要な設計標準を定め、かつ、設計におり込んでいる。

ア 豪雨、洪水又は高潮等のおそれがある地域にある電気通信設備等について耐水構造化を行う。

イ 暴風のおそれがある地域にある電気通信設備等について耐風構造化を行う。

## 第2節 電気、ガス、水道施設（東京電力、東京ガス、水道局中央支所）

電気、ガス、水道施設における災害の未然防止又は早期発見に努め、かつ、可及的速やかに被害施設の復旧を図り、社会公共施設としての機能を維持するため、以下の予防対策を実施する。

### 1 電気施設の整備

(1) 計画の方針

電気施設の防災計画として、平常時から被害を最小限に止めるため、高潮対策、洪水対策、強風対策及び塩害対策を実施する。

(2) 防災対策

第2部第2章第3節 3 電気施設 (2) 施設の防災対策 防災対策 参照

(3) 電気施設予防査察計画

ア 電気工作物を常に法令に定める技術基準に適合するように保持し、さらに事故の未然防止を図るため、定期的に東京電力の電気工作物の巡視点検（災害発生の恐れがある場合には特別の巡視）及び自家用需要者を除く一般需要者の電気工作物の調査等を行い、感電事故の防止を図るほか、漏電等により出火にいたる原因の早期発見とその改修に努める。

イ 配電設備全般について、5年に1回巡視して設備状況を確認する。また、必要に応じ、パトロールにより設備状況を確認する。

ウ 需要家の電気工作物について、新設または増設の際及びその後4年に1回調査して不良箇所を発見、通知することによって災害の未然防止を図る。

### 2 ガス施設の整備

(1) 施設の現況

ア 供給施設

施設名	施設の現況
ガスホルダー	ガス事業法に基づき、安全装置・遮断装置・離隔距離等を考慮して設計している。
整圧器	地下整圧器に対しては防水を完全に行い、地上整圧器で地盤の低いゼロメートル地帯のものについては、地上からの高さを考慮した場所に設置し、災害に備えている。
施設名	施設の現況
ガス導管	<p>1 ガス導管は、ガス事業法・道路法等の諸法規に準拠して設計・施工している。</p> <p>2 導管材料は、高・中圧導管については鋼管とし、低圧本支管はダクタイル鋳鉄管、PE管及び鋼管を採用している。 なお、地盤沈下等の著しい特殊な箇所の導管については、鋼管及びPE管としている。</p> <p>3 鋼管のうち本管の継手はアーク溶接とし、支管等の小口径導管は、機械</p>

第4部 風水害予防計画  
第2章 都市施設対策

	<p>的接合又は融着接合としている。</p> <p>4 ガス導管には、緊急遮断ができるように遮断弁を設置している。設置箇所は、製造所及び整圧所の送出導管、高・中圧導管の分岐箇所及び共同溝の出入箇所、その他供給上必要な箇所等である。</p> <p>5 橋梁に添架する導管は、すべて鋼管を採用するとともに、相対的な伸縮を吸収できるように配慮している。また、主要導管の橋梁前後の埋設部については鋼管とし、不等沈下に対処できるような措置をとっている。</p> <p>6 ガス供給施設及び供給上の事故に対処するために、緊急要員及び緊急車両を待機させ、事故の処置及び消防・警察等関係機関への連絡体制を整えている。</p>
<p>需要家施設</p>	<p>1 需要家施設の損傷に対するガスの漏えいを緊急に遮断するため、一般需要家にはマイコンメーターを、その他の需要家には大型メーターのマイコン化を進めている。</p> <p>2 洪水対策としては、出水の恐れのある地域においては、メーター部分の位置を棚上げとし、床上浸水程度では被害のないようにしてある。</p>

なお、緊急遮断装置等の保安設備の設置のほとんどを近年中に完了させるとともに、これらの設備について、所要の点検を実施し、施設の維持管理に努める。

(2) ガス施設の定期検査

ガス施設に対しては、ガス事業法の規定に基づいた定期検査を実施するが、特に、導管の維持管理については、次による。

ア 道路に埋設されている導管は、最高使用圧力が高圧のものは埋設の日以降1年に1回以上、その他のものは埋設の日以後3年に1回以上、経済産業省告示で定める方法により検査を行う。

イ 道路に埋設されている導管からガス栓までに設置されている導管・ガスメーターコック・ガスメーター及びガス栓は、設置の日以後3年に1回以上、告示で定める方法により検査を行う。

ただし、その導管・ガスメーターコック・ガスメーター又はガス栓が設置されている場所に立入ることにつき、その所有者又は占有者の承諾を得ることができない場合はこの限りでない。

### 3 水道施設の整備

第2部第2章第3節に準ずる

### 第3節 道路及び鉄道・地下鉄施設（まちづくり推進部、第一建設事務所、東京都交通局、警察署、JR東日本、東京地下鉄、首都高速）

#### 1 道路施設

- (1) 施設の現況 第2部第2章4節に準ずる  
(2) 予防対策

機 関 名	内 容
千代田区	<p>1 道路の透水性強化 都市型水害の防止を図るため、透水性舗装を行うとともに、浸透ます、横断U字溝を設置する。</p> <p>2 橋梁 落橋、流橋、冠水等を防止し、交通の安全を確保するため橋梁整備を行うとともに維持管理に努める。</p>
丸の内警察署 麹町警察署 神田警察署 万世橋警察署	<p>交通信号施設 風水害による交通信号等の施設の被害を防止し、交通の安全を確保するため、次の要領により整備を行う。</p> <p>1 交通信号機用制御機内への浸水を防護するため、その取付け位置を地上0.75m以上の高さとする。</p> <p>2 背面板等風圧を受けるおそれがある施設の取付けは、必要最少限度とする。</p> <p>3 風水害予想地域に設置してある信号施設の被害を防止するため、台風シーズンを前に灯器用アーム並びに背面板等の点検補強を実施する。</p> <p>4 信号施設の維持管理の適正を期するため、年2回の定期点検を実施する。</p>
第一建設事務所	<p>1 道路 道路構造物及び道路付属物について、日常的な巡回点検等により災害に備える。</p> <p>2 橋梁 落橋を防止し、交通の安全を確保するため、橋梁の整備を行う。又あわせて橋梁の維持管理を実施する。</p>
首都高速	第2部第2章4節に準ずる

#### 2 鉄道・地下鉄施設

- (1) 施設の現況 第2部第2章4節に準ずる  
(2) 防災設備等

機 関 名	内 容
J R 東 日 本	風水害の防止のため土留壁、法面工、護岸壁、落石止、排水溝等の防災借置を講じる。
東京都交通局	排水設備として、基本的に駅端部及びトンネル底部にポンプ所を設置し、それぞれ2台以上を備えている。

第4部 風水害予防計画  
第2章 都市施設対策

	<p>又、地下鉄各出入口は、止水板をはめ、土のうを築き通風口には浸水防止機、防水用鉄ぶた等を取付けて、浸水防止に万全を期している。</p>
東京地下鉄	<p>1 換気口の浸水防止設備 換気口は、AP4.2m以下の所は49か所、これを越える所は184か所であるが、浸水防止のため224か所の換気口に、浸水防止機を取付けている。</p> <p>2 駅の出入口からの浸水防止設備 駅の出入口は浸水を防止するため、出入口階段を1段以上道路面より高くしているが、更に出入口箇所の93cmまでの浸水を防止するため、止水板を設備している。</p> <p>3 排水設備 上記のとおり浸水対策を行っているが、なお、トンネル内約750mに1か所の割合でポンプ室を設け、それぞれ3台を配備している。</p>



## 第4節 建造物対策（まちづくり推進部）

建物やその付属物を洪水や強風から守るために、所有者又は管理者が常時適切な防災措置を講じておくことが大切である。

建築基準法等では、防災のための一定基準を定めているが本節では、水害の危険が高い地域の規制指導及び屋外広告物の防災措置について定める。

### 1 建造物の改造指導

---

河川沿いの低地の建物について、浸水防止措置を講ずるよう指導する。

### 2 高床式建物の推進

---

出水危険の著しい地域において高床式の建物を建築する者に対し、建築費の一部を助成する方策について各種資金融資制度の中で検討する。

### 3 屋外広告物対策

---

当区は、市街化、高層化が進み、また細道が多いため、広告物の設置場所や形態の多様化及び数量の増大をもたらしている。このために強風雨による広告物の事故が予想されるので、設置の適正化及び維持管理について改善指導を図る。

### 4 土のう配置

---

道路冠水による、家屋への浸水を防止するため、浸水危険箇所附近の道路、公園等に水防土のうを配置し家屋の所有者又は管理者が速やかに浸水防止に対処できるようにする。

第4部 風水害予防計画  
第2章 都市施設対策

### 第3章 救援・救護体制の強化 第2部第4章に準ずる

発災直後からの救援・救護活動を円滑に実施するために、必要な施設及び体制等を事前に整備する。

#### 第1節 災害活動体制の整備（防災・危機管理課）

第2部第4章第1節に準ずる

#### 第2節 避難所・物資等の整備（防災・危機管理課）

第2部第4章第3節に準ずる

#### 第3節 災害時要援護者対策・事前対策（防災・危機管理課、保健福祉部）

第2部第4章第7節に準ずる

第4部 風水害予防計画  
第3章 救援・救護体制の強化

## 第4章 区民等の防災行動力の向上

区民・事業所等が自助・協助に基づく防災能力を向上するとともに、防災意識を高めるため、広報及び教育、訓練の充実を推進する。また、区民・事業所等が自ら風水害対策に取り組むよう、さまざまな機会を通じて啓発を実施し、区をはじめ各防災機関は、公助の役割を十分果たすため、防災行動力の向上及び区民・事業者等との連携を強化する。

### 第1節 防災知識の普及（防災・危機管理課、子ども・教育部）

区は平常時から関係防災機関と緊密な連絡をとり、共同して又は単独に各種広報媒体を利用して、地域住民、事業所、学校の児童・生徒を対象にそれぞれに適した方法により、風水害に関する知識の普及活動を行う。

住民、事業所等の風水害に対する知識の普及及び防災意識の高揚を図るため、各種広報活動を推進する。

#### 1 広報内容

- (1) 台風、高潮、集中豪雨に関する一般知識
- (2) 家庭での風水害対策
- (3) 避難するときの注意
- (4) 地下空間における緊急的な浸水に対する心得
- (5) 土砂災害に対する心得
- (6) 台風時の風に対する対策
- (7) 災害情報の入手方法
- (8) 応急救護の方法
- (9) 自主防災組織の育成方法
- (10) 防災行動力の向上方法
- (11) 災害時要援護者の支援対策
- (12) 避難勧告等（避難準備情報を含む。）に関する取扱い

#### 2 広報活動

チラシ、小冊子等の広報印刷物、ホームページを利用し、防災知識、応急救護知識の普及及び防災行動力の向上を図る。

#### 3 防災教育の充実

児童生徒を対象とした防災思想の普及、町会、自治会等を単位とした講演会等の開催による防災意識の啓発、都民や事業所を対象とした応急救護知識及び技術の普及、事業所における応急手当の指導員養成、女性防火組織、消防少年団、幼年消防クラブ等の育成等を推進する。

また、区と連携を図り、次の内容を推進する。

#### 第4部 風水害予防計画

#### 第4章 区民等の防災行動力の向上

- (1) 災害履歴、地形図、浸水予測区域図、洪水ハザードマップ等を参考として、地域の防災対策に関する情報を提供する。
- (2) 家庭等で比較的簡単に入手できる物品を利用した、応急的な簡易水防工法等の防災教育を実施する。

## 第2節 地域防災組織の充実・強化（防災・危機管理課）

### 1 地域防災組織の充実強化

第2部第7章第2節に準ずる

### 2 事業所防災体制の充実強化

(1) 事業所の自衛消防隊の活動能力の充実

事業所の自衛消防隊は、水害を想定した自衛消防訓練の指導を推進し、次により事業所の自衛消防隊が活動能力の充実強化を図る。

ア 自衛消防隊活動中核要員の配置義務のある事業所（不特定多数の収容人員を有する一定規模以上の事業所）では、火災予防条例第55条の5の規定により、自衛消防技術認定証を有する者の配置が義務付けられ、水害時には一定の知識及び技術を持つ自衛消防隊活動中核要員を中心とした自衛消防訓練の指導を推進する。

イ 防火管理者の選任を要する事業所では、消防計画に基づく自衛消防隊の訓練等の指導を推進する。

ウ 防火管理者の選任を要しない事業所では火災予防条例第55条の4の規定により自衛消防活動を効果的に行うための自衛消防の組織を編成し、自衛消防隊の訓練を推進に努める。

第4部 風水害予防計画  
第4章 区民等の防災行動力の向上



## 第5章 都市型水害へのソフト対策

区内の浸水実績図等を公表し、都市型水害に対する広報、啓発活動を実施するとともに、千代田区洪水避難地図（ハザードマップ）を作成し、都市型水害へのソフト対策を推進する。

### 第1節 広報、啓発活動（防災・危機管理課、まちづくり推進部）

防災・危機管理課及び道路公園課では、次の広報、啓発活動を行っている。

#### 1 浸水履歴図の公表

---

昭和57年以降の浸水実績を示したもので、閲覧対応をしている。

#### 2 土のう配置図の公表

---

区内における土のうの配置箇所や土木資材置場、水防倉庫の所在を千代田区管内図に示し、希望者に対して閲覧対応をしている。

## 第2節 千代田区洪水避難地図（ハザードマップ）の作成と公表（防災・危機管理課、まちづくり推進部）

第3部第15章第1節3に準ずる

区は、区に関係する川（神田川、日本橋川、隅田川）が平成12年9月の東海豪雨なみ（総雨量589mm、時間最大雨量114mm）の大雨によって氾濫した場合を想定して、下水道管の排水能力や地形を考慮し、浸水する範囲と避難場所を示した地図を作成しており、防災・危機管理課、道路公園課並びに各出張所で公表・配布している。

また、平成19年6月には、国土交通省で指定した荒川流域の浸水想定区域図をもとに、洪水ハザードマップ荒川版を作成し、公表・配布している。

（千代田区洪水避難地図（洪水ハザードマップ）→資料編 資料第3）

（千代田区洪水避難地図（洪水ハザードマップ荒川版）→資料編 資料第4）

## 第6章 ボランティア等との連携・協働

第2部第6章に準ずる

ボランティアやNPO、東京都等の関係機関との連携・協働活動を推進する。

**第1節 ボランティア・NPO団体との連携（防災・危機管理課、保健福祉部、都）**

**第2節 ボランティアの受入れ体制（防災・危機管理課、保健福祉部）**

**第3節 ボランティアの育成（防災・危機管理課、保健福祉部）**

**第4節 東京消防庁災害時支援ボランティア（丸の内、麴町、神田各消防ボランティア）の育成及び活動（消防署）**

第4部 風水害予防計画  
第6章 ボランティア等との連携・協働

## 第7章 防災訓練(防災・危機管理課、下水道局中部下水道事務所、東京都交通局、警察署、消防署、東京電力、NTT東日本、東京ガス、JR東日本、東京地下鉄、首都高速、日本郵便)

区民、事業所、大学、ボランティア団体等が「自らの生命は自らが守る」、「自分たちのまちは自分たちで守る」ことを基本として防災訓練を実施し、連携や相互支援体制を構築してお互いが手を結び合い、助け合う社会システムを構築する。

機 関 名	内 容
千 代 田 区	<p>1 水防訓練 洪水高潮等による河川のはんらん並びに集中豪雨に伴う都市型水害による被害を軽減するため、水防態勢への移行並びに水防工法の習熟を図り、合せて防災関係機関の協力、連携体制の確立と緊密化を図るため実施する。</p> <p>(1) 参加機関 ア 千代田区 イ 区内各消防署 ウ 区内各消防団 エ その他関係機関</p> <p>(2) 訓練項目 ア 本部運営訓練 イ 情報通信訓練 ウ 広報活動訓練 エ 監視警戒訓練 オ 水防活動訓練 カ 資器材輸送訓練</p> <p>2 無線通信訓練 区の地域に災害が発生し、又は発生する恐れがある場合における迅速かつ正確な情報連絡体制の確立を図るため、防災機関相互において「千代田区防災行政無線定期交信訓練」を実施する。</p> <p>(1) 参加機関 ア 区各部 イ 防災機関</p> <p>(2) 実施時期 実施要領を定め、毎月1回定期的に実施する。</p> <p>3 その他の訓練 (1) 初期消火訓練 (2) 随時、区及び消防署が協力して実施する。 (3) 職員防災訓練 消防署の協力を得て職員の災害活動訓練を実施する。</p>

第4部 風水害予防計画  
第7章 防災訓練

機 関 名	内 容
<p>東京消防庁 第一消防方面本部 丸の内消防署 麴町消防署 神田消防署</p>	<p>1 水防訓練 風水害等の災害に際し、水防部隊の合理的運用と適正かつ、能率的な水防活動を行うため、消防職員及び消防団員等に各種教育及び訓練を実施する。 (1) 参加者 消防職員、消防団員等 (2) 訓練項目 次の全部又は一部を訓練統裁者が選択して実施する。 ア 部隊編成訓練 イ 情報通信訓練 ウ 本部運営訓練 エ 水防工法訓練 オ 救助救急訓練 カ その他水災時の活動に必要な訓練 (3) 実施時期 年1回以上実施する。</p> <p>2 救助、救急訓練 風水害、大規模火災、爆発、電車の転覆等により、多数の傷病者（おおむね20名以上）が生ずる災害を想定し、要救助者の救出救助要領、応急救護並びに円滑な病院等への収容要領について実施する。</p> <p>3 応急救護訓練等 区民、防災市民組織、事業所に対して、応急救護訓練、自衛消防訓練等の指導を実施する。</p>
<p>丸の内警察署 麴町警察署 神田警察署 万世橋警察署</p>	<p>風水害に関する各級幹部の指揮、指導能力の養成と一般部隊の災害警備訓練を実施し、災害時における警備態勢の確立を図る。 実施要領は警視庁警備部において、具体的に定める。</p> <p>1 幹部訓練 (1) 実施方法 機動隊及び各警察署の幹部を対象に実施する。 (2) 訓練項目 ア 部隊指揮方法 イ 水防工法 ウ 救命索操作要領 エ 舟艇操作法（船外機操法を含む） オ 避難誘導 カ 照明資器材の操作要領</p> <p>2 一般部隊訓練 (1) 実施方法 機動隊及び各警察署を対象に、関係機関の協力を得て実施する。</p>

機 関 名	内 容
丸の内警察署 麹町警察署 神田警察署 万世橋警察署	<p>(2) 訓練項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 救助活動</li> <li>イ 避難誘導</li> <li>ウ 広報活動</li> <li>エ 水防工法</li> <li>オ 交通制限</li> <li>カ 舟艇操作法（船外機操作法を含む）</li> <li>キ 通信訓練</li> <li>ク アイソトープの取扱い</li> </ul>
下水道局中部 下水道事務所	<p>震災発生時に迅速かつ的確に対応できるよう、関係職員を講習会等に積極的に参加させるとともに、次の訓練を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 発災対応訓練</li> <li>2 情報連絡訓練</li> <li>3 高潮防潮扉閉鎖訓練</li> </ul>
N T T 東 日 本	<p>災害予防措置、災害応急対策等を円滑かつ迅速に実施するため、N T T 東日本の全機関又は各機関ごとに、次の各号により訓練を定期又は随時に実施する。</p> <p>また、千代田区等が主催して行う、総合的な防災訓練に積極的に参加し、これに協力する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 災害予報又は警報の伝達</li> <li>2 非常招集</li> <li>3 災害時における通信そ通確保</li> <li>4 各種災害対策用機器の操作</li> <li>5 電気通信設備等の災害応急復旧</li> <li>6 防火及び水防</li> <li>7 避難及び救護</li> <li>8 その他必要とする訓練</li> </ul>
東 京 電 力	<p>災害時の迅速かつ的確な復旧活動に資するため、情報連絡を主体とした総合訓練を全店規模で毎年1回以上実施する。訓練内容は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 情報連絡訓練</li> <li>2 非常呼集や参集訓練</li> <li>3 復旧訓練</li> </ul> <p>また、上記のほか、地方自治体が実施する防災訓練にも積極的に参加する。</p>
東 京 ガ ス	<p>本社及び各事業所は、災害対策を円滑に推進するため、非常事態対策関係諸規則等に基づき、防災訓練を実施する。</p> <p>(訓練項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 地震時の出動訓練</li> <li>2 地震時の緊急措置及び通報連絡訓練</li> <li>3 自衛消防訓練</li> <li>4 各事業所間の連絡体制訓練</li> <li>5 災害発生を想定した初動措置、復旧計画訓練</li> </ul>

第4部 風水害予防計画

第7章 防災訓練

機 関 名	内 容
	<p>6 その他、国及び地方自治体等が実施する防災訓練への参加 (実施時期・回数) 年1回以上(本社及び各事業所)</p>
J R 東 日 本	<p>災害時における救助救命と早期運転再開に向けた復旧訓練を実施する。</p> <p>1 訓練項目</p> <p>(1) 非常招集・参集 (2) 情報連絡・情報提供 (3) 家族・社員安否確認 (4) 脱線復旧 (5) 初期消火 (6) 避難誘導 (7) 救出救護 (8) 列車防護 (9) 応急救護 (10) 対策本部設置訓練</p> <p>2 実施時期及び場所 「防災の日」前後に本社、支社及び各現場が一体となった総合的な防災訓練を実施しているほか、現場独自の計画による訓練も適宜実施している。</p>
東 京 都 交 通 局	<p>災害時に備えて的確な行動が取れるよう、年間教育訓練計画に基づいて、防災週間、各種運動期間等を利用して次のような訓練を行う。</p> <p>主な訓練内容</p> <p>1 情報伝達訓練 2 本部運営訓練 3 非常招集訓練 4 広報及び旅客案内訓練 5 連絡駅との共同訓練 6 緊急点検等応急措置訓練 7 各担当業務に必要な訓練</p>
東 京 地 下 鉄	<p>災害時に備えて、的確な行動がとれるよう年間教育訓練計画に基づいて、防災週間、各種運動期間等を利用して、次のような訓練を行う。</p> <p>1 非常招集訓練 2 情報伝達訓練 3 救出救護訓練 4 避難誘導訓練 5 その他の訓練</p>
首 都 高 速	<p>災害時において災害応急対策措置等を迅速・的確に実施できるよう、総合的かつ実践的な訓練を関係機関と連携しつつ実施する。</p> <p>1 訓練項目</p> <p>(1) 非常参集訓練 (2) 初動対応訓練 (3) 応急対策訓練 (4) 避難誘導訓練 (5) その他訓練</p>



機 関 名	内 容
	2 実施時期・回数 年1回以上
日 本 郵 便	1 次の訓練を行う。 (1) 非常災害対策本部設置訓練 (2) 情報伝達訓練 (3) 避難誘導訓練 (4) 災害応急対策訓練 2 区が実施する総合訓練に積極的に参加し、これに協力する。